

土木工事特記仕様書

(土木工事共通仕様書の適用)

- 第1条 本工事は、「四国地方整備局土木工事共通仕様書 平成30年3月」に準拠し実施するものとするが、疑義が生じた場合は協議の上決定するものとする。
- 2 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針，便覧等は改定された最新のものとする。なお，工事途中で改定された場合はこの限りでない。